

貨物倉内に配管される空気管等の肉厚及び検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編及び D 編

改正事項

貨物倉内に配管される空気管等の肉厚及び検査に関する事項

改正理由

ばら積貨物船の貨物倉内に配管された燃料油タンクの空気管に破孔が発生したことにより、積荷のアルミナ粉が燃料油タンクに大量に侵入し、燃料油に混入したアルミナ粉によって主機関のシリンダライナ及び燃料弁等の損傷が引き起こされ、最終的には主機関が停止する重大事態を引き起こした事例が報告されている。

このような損傷を防ぐためには、定期的検査時における検査の強化とともに、燃料油タンクの空気管及び測深管については建造時において肉厚を増厚させることが有効であると考えられることから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編において、建造後 10 年を超える中間検査及び建造後 5 年を超える定期検査時に、貨物倉内に配管される管について精密検査を行うとともに、検査員が必要と認めた場合には、気密試験を要求するよう改めた。
- (2) 鋼船規則 D 編において、ばら積貨物船の貨物倉内に配管される燃料油タンクの空気管及び測深管について、厚肉管を使用するよう改めた。